

## 協議第18号

### 市民生活関係事業について（その3）

市民生活関係事業について承認を求める。

平成21年4月28日 提出

熊本市・城南町合併協議会会長 幸 山 政 史

#### 市民生活関係事業について

- 1 防犯協会については、熊本市の例に統一する。  
ただし、防犯パトロール隊活動支援事業については、合併特例区の事業として継続する。
- 2 防犯灯設置補助金については、熊本市の例に統一する。
- 3 勤務時間外の対応については、熊本市の例に統一する。  
ただし、勤務時間外の戸籍届けについては、当分の間、城南総合支所（仮称）でも受付を行う。

平成21年 5月22日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名：           市民生活部会          

協議項目	4 その他の事業	小項目名	04 防犯協会
協議内容	防犯パトロール隊の存続について。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、防犯パトロール隊活動支援事業については、合併特例区の事業として継続する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	城 南 町	
市 町 別 内 容	<p>事業内容は、防犯パトロール、防犯灯設置、少年非行防止活動等多岐にわたる。</p> <p>1. 防犯に関する協会及び協議会への役員について</p> <p>(1)熊本市校区防犯協会連絡協議会の役員</p> <p>(2)(財)熊本県暴力追放協議会の役員</p> <p>(3)熊本北地区防犯協会の役員</p> <p>(4)熊本南地区防犯協会の役員</p> <p>(5)熊本東地区防犯協会の役員</p> <p>(6)熊本南警察署沿岸警備協力会の役員</p> <p>2. 熊本市校区防犯協会連絡協議会 各校区より会費として年額10,000円を徴収</p> <p>3. 校区防犯協会(78校区) 各世帯より会費を徴収</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 24,430千円</p> <p style="margin-left: 20px;">平成18年度決算 24,570千円</p> <p style="margin-left: 20px;">平成19年度決算 25,737千円</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区防犯協会への補助金 14,530千円</li> <li>・全国地域安全運動負担金 1,500千円 (3地区防犯協会へ各500千円)</li> <li>・校区防犯協会への補助金(各校区100千円) 7,800千円</li> <li>・熊本南警察署沿岸警備協力会への補助金 540千円</li> <li>・熊本県防犯協会連合会への負担金 1,367千円</li> </ul>	<p>城南町防犯協会は、防犯思想の普及徹底をはかり、犯罪のない明るい郷土を建設することを目的としている。</p> <p>1. 本会の役職員について</p> <p>(1)会長 1名(町長)</p> <p>(2)副会長 2名(評議員のうち評議員会から推薦されたもの)</p> <p>(3)評議員 若干名</p> <p>(4)監事 2名(評議員会から推薦されたもの)</p> <p>(5)書記 1名(会長が任免)</p> <p>2. 宇城地区防犯協会 宇城警察署の管轄区域内の住民によって運営されている民間防犯組織であり、毎年負担金を支払っている。</p> <p>3. 防犯パトロール隊 平成17年12月1日に城南町防犯パトロール隊設置要項を制定し、平成18年2月から毎月20回程度、隊員により防犯パトロールを行っている。</p> <p style="margin-left: 20px;">平成17年度決算 823千円</p> <p style="margin-left: 20px;">平成18年度決算 707千円</p> <p style="margin-left: 20px;">平成19年度決算 896千円</p> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区防犯協会負担金 771千円</li> <li>・防犯パトロール隊傷害保険 125千円</li> </ul>	
相 違 点 と 課 題	熊本市では校区及び地区防犯協会が構成されているが、城南町では町及び地区防犯協会の構成となっている。		

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名：           市民生活部会          

協議項目	4 その他の事業	小項目名	05 防犯灯設置補助金
協議内容	防犯灯設置及び維持管理に対する補助制度について		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1.防犯灯の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区防犯協会から、各自治会に補助金交付 工事代等・・・基準額の5割補助</li> <li>・工事施工者 防犯灯を設置し、かつ維持管理をする 町内自治会</li> </ul> <p>※熊本北・南・東防犯協会内規による。</p> <p>平成 17 年度決算 1,065 千円(110 件) 平成 18 年度決算 799 千円(99 件) 平成 19 年度予算 1,211 千円(149 件)</p> <p>なお、交通量が多く、設置が必要と思われる路線や交 差点等については、道路照明灯として全額、市におい て設置し維持管理している。</p> <p>2.防犯灯の維持管理補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市(地域づくり推進課)から、各町内自治会へ 維持管理費・・・年額 2,000 円/灯</li> </ul> <p>※防犯灯補助金交付規則による。</p> <p>平成 17 年度決算 45,492 千円(22,756 灯) 平成 18 年度決算 45,437 千円(22,731 灯) 平成 19 年度予算 45,448 千円(22,901 灯)</p>	<p>1.防犯灯の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町から、各行政区に補助金交付 補助額・・・集落内の設置の場合、事業費の 80/100 主要な集落間接道への設置の場合 事業費の 100/100</li> <li>・工事施工者 防犯灯を設置し、かつ維持管理をする 町内行政区</li> </ul> <p>※防犯灯設置補助金交付要項による。</p> <p>平成 17 年度決算 1,851 千円(34 灯) 平成 18 年度決算 1,820 千円(46 灯) 平成 19 年度決算 2,122 千円(44 灯)</p> <p>2.防犯灯の維持管理補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落内の防犯灯に対しては、維持管理費の補助なし。 集落内防犯灯数(調査中) 約 1,100 灯</li> <li>・小中学生等が通学路として使用している主要な集落間 接道に設置してある防犯灯に対して、維持管理費を補 助する。約 500 灯 維持管理費・・・年額 3,000 円/灯</li> </ul> <p>※防犯灯設置補助金交付要項による。</p> <p>平成 17 年度決算 1,344 千円(448 灯) 平成 18 年度決算 1,416 千円(472 灯) 平成 19 年度決算 1,470 千円(490 灯)</p>
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯灯の設置については、熊本市では、市として設置補助を行っておらず、市が運営補助金を支出している地区防 犯協会が設置基準額の50%を補助しているが、城南町では、町が事業費に応じて集落内80%、集落間接道10 0%の設置補助を行っている。</li> <li>・防犯灯の維持管理については、熊本市では町内自治会が管理している防犯灯に対し1灯当たり 2,000 円の補助して いるが、城南町では、集落間接道に設置された防犯灯だけに1灯当たり 3,000 円の補助しており、集落内に設置され たものは対象とならない。</li> </ul>	

# 熊本市・城南町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	6 窓口業務	小項目名	01 勤務時間外の対応
協議内容	勤務時間外の対応の取扱いについて		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。ただし、勤務時間外の戸籍届けについては、当分の間、城南総合支所（仮称）でも受付を行う。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	城 南 町
市 町 別 内 容	<p>1. 時間外及び土曜・日曜日・祝日 戸籍届けのみ 本庁舎のみ管財課守衛職員が時間外窓口で受付業務を行っている。</p> <p>2. 受付時間の延長 転入・転出・転居などが増える3月末から4月初めにかけて、引っ越しなどの住民異動に伴う業務について、市庁舎の受付時間を延長します。 期 日 平成20年3月27日(木)～4月2日(火) ※土曜・日曜日を除く 延長時間 午後7時まで 業務内容 転入・転出・転居に伴う諸手続き ※一部取り扱いができない業務あり</p>	<p>1. 時間外及び土曜・日曜日・祝日 戸籍届けのみ 閉庁時の昼間は、職員の日直で預かり明朝窓口で受付日・受付時間・連絡先が記入されているか確認し、その後受付事務処理を行う。 上記以外は、夜間警備員が預かり、明朝窓口で受付日・受付時間・連絡先等が記入されているか確認し、その後受付事務処理を行う。</p> <p>2. 受付時間の延長は行っていない。</p>
相 違 点 と 課 題		